

常任委員会審査

※8、9ページの「審査した議案」をご参照ください

総務常任委員会

本委員会には、香美市税条例の一部を改正する条例の制定等の議案が付託された。質疑の一部を掲載する。

Q 議案第三号の繰入金はどの時点で繰り入れが要らなくなるのか。

A 繰入金は、起債の償還金額により変わってくる。年々、償還が減ってきており平成二十年度の起債償還金約三千八百六十万円、平成二十一年度が二千六百九十万円、平成二十二年度が二千二百八十万円と順番に減ってくるので、どの時点でも明確には言えないが、他の諸収入、補助金を考えても数年以内には繰入金はほとんどいなくなるものと考えている。

Q 住宅新築資金債権回収職員は、いつからどういう方をお願いしているのか、また、任意競売費用三百六十万円の内訳は。

A 債権回収職員は平成十七年から、元金融機関の職員で債権回収に非常に詳しい方だ。任意競売費用は抵当権の実行費用で、一件六十万円計算、六件分を計上している。

Q 議案第二十二号で、前納報奨金の廃止の提案だが、県内十一市のうち、九市が廃止とのことだが、残りの二市とも廃止するのか。

A 二市は香美市とあ

と一市で、残る一市は検討されていると思うが、その状況はまだ分かっていない。

Q 議案第二十五号について、基金は二億七十万円ぐらいあったと思うがこのお金はどこに入るのか。

A 高知県新しい町づくり支援交付金は、十九年度で終了、十七年度は合併をするに当た

り、電算の統一費用にほとんど使用。十八年度、十九年度は、取り崩し十八年度分は一般財源に繰り入れて使用している。

※ その他、暴力団の使用を制限するため、市営住宅条例の一部を改正する条例や、特定公共住宅の設置及び管理に関する条例などを可決した。



市営住宅（前山）

市議会へのご意見・ご質問がございましたら

「議会事務局」までお願いします。

土佐山田町宝町1-2-1 TEL0887-53-1093

教育厚生常任委員会

本委員会には、香美市後期高齢者医療に関する条例の制定、等の議案が付託された。質疑の一部を掲載する。

Q 議案第一号について、所得が著しく減少した場合は、申請すれば減免の対象になるか。

A 減免の項目の中に所得の減少によるものは入っている。減免の基準となる数字については、現在、広域連合で作成中である。

Q 議案第九号について、二十年度から実施される特定健診は、二十四年度には受診率六五%が目標となっているが、目標達成への取り組みは。

A これまでの基本健診は集団健診のみであったが、二十年度から始まる特定健診は個別

健診（各医療機関で自由に受診）も取り入れることとなっている。今後は個別健診を重視し、受診率の向上につながる考えである。香美郡医師会との連携のもと健診の勧奨に力を入れる。

Q 議案第十号について、地域支援事業費が前年度よりも増額となっている理由は。

A 十八年度から第三期介護保険計画がスタートしており、法改正により介護予防のための地域支援事業を実施している。三年間で徐々に事業を拡大し、最終的に給付費の三%まで拡大することとしている。二十年度は最終年度であり、事業費が増額となった。

Q 議案第四十三号について、契約内容及び指定管理料は。

A 管理料は、エレベーター保守料等で年間八十二万二千円とした。契約内容は基本的に他の指定管理施設に準ずるが、一部リスク負担について、建物の修繕が一件五万円未満は指定管理者が負担し、五万円以上の施設の根幹に関わる修繕は市が負担することとした。ただし、軽微な修繕も件数が多くなり、合計三十万円を超した場合に別途協議する。備品購入について、十万円未満は指定管理者が負担し、同様に三十万円を超える場合は別途協議とした。以上の内容を協定書にうたっている。

Q 議案第四十五号について、週に何回の診察が行われているか。

A 週二回で火曜と木曜である。十九年七月に委託先を変更し、それまで年間二十人台の利用であったが、十九年度は二月末で八十七人の利用があった。

Q 議案第四十八号について、公有地を一事

業者に無償で提供する契約だが、そのような前例は過去にあるのか。

A 本市ではこのような前例はない。今回の事例は旧物部村の事業を引き継いだもので、当時に土地を無償で提供する形になっていた。

産業建設常任委員会

本委員会には、香美市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定、等の議案が付託された。質疑の一部を掲載する。

Q 議案第四号について、取水施設改修工事には合併補助金を一〇〇%活用して、猪野々・清爪地区が計上されている。他にもこうした地区があるか。

A 二十年以上経過している取水施設は、ほとんどが改修の必要がある。具体的には、香北町のほとんどと物部

町大栃・五王堂地区を除いた取水堰、土佐山田町穂岐山等である。

Q 下水道会計で繰り上げ償還する事によっていくら利息が違うか。また、他に繰り上げ償還できるものはないか。

A 約一億五千万円の違いとなる。利率五%以上のものについてと



繁藤診療所

の規制があり、5%以下については認められていない。

Q 財政状況が厳しい自治体でないか認めないとの方針であったが、変わってきたのか。

A 繰り上げ償還の承認を得るためには、保証金以上の公営企業健全化計画書を提出しなければならぬ。この一環として、一名を公共下水道会計から農業集落廃水事業会計へ配置する。

Q 下水道管が破損し管内診断委託二百万円が計上されているが、地質だけでなく設計・工事方法についてはどうか。

A 検査は、カメラを入れず、マンホールから注水して、マンホール間に鏡を入れ目視のためヒビ割れが見つけれなかった。

Q 処理池保全費は全戸対象の場合、二池で二億五千万円であるが、最初の計画は全戸加入であったか。

A 九十九軒、全戸加入で二池を設置したため、一池に集約し、攪拌方法変更等、経費圧縮を図る。

Q 国庫補助金が計上されているが、補助率・終末処理地の場所、進捗率はどうか。

A 補助率は50%で、終末処理場は県道山田龍河洞線沿いである。二十年度は、受益面積一八分のうち、六分程度約30%程度である。

Q 繰り上げ償還すると五年間は同一地区での同一事業はできないが、水不足のない新水源確保が重要でないか。

A デメリットについても検討した。本年度から二十四時間、地下水を汲み上げ周辺井戸への影響等調査を行い井戸を確定し、二十三年度から工事に着手したい。

Q 議案第三十八号についてこの二年間に、この事業に相当する災害はあったか。

A 十九年度、土佐山田町タカセと香北町五百蔵地区で実施している。二十年度については、香北町永野地区から要望がある。

Q 事業対象の範囲等はどうなっているか。

A 崩壊による災害防止に関する法律の規定があつて、急傾斜地の基準は30度の傾斜が条件で、対象戸数は五戸以上、その対象範囲の中に公共施設の有無等の基準がある。

道路特定財源と地方の道路整備事業の推進に関する決議案

決議案の要旨

地方は基盤整備が大幅に遅れているのが現状である。都市と地方の格差、生活格差の是正のためにも、真に必要な道路整備は喫緊の課題である。

香美市にとっては、国道195号の二次改良事業の早急な推進、高知山田線（あけぼの街道）に直結する路線の整備が、香美市の発展のため早期に実現されることを希求する。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう要望する。

反対討論

大岸眞弓議員

この間の構造改革路線による格差と貧困の拡がりに加え、原油高に起因する諸物価の高騰が暮らしを直撃している。暫定税率は廃止して、石油価格の値下げをすることは国民的願いだ。道路特定財源がなくなれば、道路が全くできないようにいわれるが、この間の地方交付税の削減は、道路特定財源に匹敵す

る額であり、その方が深刻だ。世論調査でも、市民の望む道路整備は、緊急車両の通れる道や、通学路の整備などの身近な道路で、こうした整備はほとんど一般財源で手当てしている。道路特定財源の使用も問題で、総額方式が利権やムダを生んでいる。不要不急の道路計画を見直せば、暫定税率も必要なく、道路特定財源は一般財源化すべきだ。それが、真の地方分権確立のためにも必要だ。

賛成討論

竹平豊久議員

本市の置かれている現実を見据え、市政運営や行政サービス維持の観点から、道路特定財源の確保と地方の道路整備事業の推進は必要不可欠と考える。物事の本質から外れ、政治的思惑を絡め発言する一部国会議員や、地方の置かれている実態の内面を見ずに評論を繰り返す一部メディアに迎合してはならない。本件の成否いかんによつては、本市の運営はもとより、市民の方にとり、影響はどうかといった部分に軸足を置いて判断することこそ、地方議会のあり方であり、課せられた責務と考える。